

川崎市福祉製品等開発支援補助金交付要綱

21経新第27号 平成21年5月20日市長決裁

(通則)

第1条 川崎市福祉製品等開発支援補助金（以下「補助金」という。）の交付については、川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年川崎市規則第7号）によるほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、川崎市ウェルフェアイノベーションフォーラムに参画する企業等（以下「フォーラム参画者」という。）の福祉製品、共用品及び福祉サービス（以下「福祉製品等」という。）の開発及び改良等にかかる経費に対して補助することにより、本市の福祉・介護分野における課題を解決し、ウェルフェアイノベーションの推進を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ウェルフェアイノベーション 産業と福祉の融合で新たな活力と社会的価値を創造することを目指す本市の取組みをいう。
- (2) 川崎市ウェルフェアイノベーションフォーラム 企業、市民、福祉事業者、大学、金融機関等の多様な主体により構成し、構成員相互の連携により、将来的な福祉課題を解決する新たな製品・サービスの創出・活用に取り組むことを目的とするネットワークの基盤をいう。
- (3) 福祉製品 福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律（平成5年法律第38号）第2条に規定する福祉用具をいう。
- (4) 共用品 身体的な特性や障害にかかわらず、より多くの人々が共に利用しやすい製品をいう。
- (5) 福祉サービス 本市の福祉・介護分野の課題解決に資するサービス事業をいう。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象者は、次の各号の要件を満たしていることとする。

- (1) フォーラム参画者であること。
- (2) フォーラム参画者2者以上が共同で事業を実施する体制を構築し、少なくとも1者は市内企業若しくは市内に事業所を有するものであること。
- (3) 法人市民税を滞納していない事業者であること。
- (4) 代表者又は役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条6号に規定する暴力団員に該当しないこと。また、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体でないこと。

(補助対象事業)

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、交付決定ののち、その年度内（4月1日から翌年3月31日まで）に完了することが確実なもので、次の各号の要件を満たしている事業とする。

- (1) フォーラム参画者が福祉製品等の研究開発のために2者以上の共同で実施するもの。
- (2) 研究開発の成果がウェルフェアイノベーション推進計画に掲げる本市の福祉・介護分野の課題解決に資する新たな事業であること。
- (3) 開発及び改良等を行う福祉製品等が利用者ニーズを的確に反映したものとするため、老人福祉施設、障害者支援施設、病院等の協力を得て行う事業であること。

(4) 補助対象事業とする福祉製品等について、国、地方公共団体その他の団体又は機関から、本事業と重複する補助金等の交付を受けていないこと。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条の補助対象事業に必要な経費のうち、専門家謝金、原材料費・消耗品費、機械工具等費、外注加工費、研究開発委託費、産業財産権導入費、技術指導費、その他経費であって、市長が必要と認めるものとする。ただし、消費税及び地方消費税相当分については補助対象外経費とする。

(補助率及び補助限度額)

第7条 補助率及び補助限度額は、補助率3分の2以下、補助限度額100万円以下とする。ただし、各年度の予算の範囲内とする。

(交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が別に定める期日までに、補助金交付申請書（第1号様式）に、次の各号に掲げる必要な書類及び誓約書（第2号様式）を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）又は次に掲げる書類

(2) 団体にあつては、定款・組合員名簿・総会の議事録（補助事業申請等の議決があるもの）

(3) 企業概要

(4) 法人市民税納税証明書（直近3箇月以内）

(5) 確定申告書又は決算書（直近2期分、ただし、事業運営期間が2年未満の場合は1期分、事業運営期間が1年未満の場合はこれらに代わる書類）

(6) 許可・認可届けの必要な業種についてはその写し

(7) その他市長が必要と認めた書類

(交付決定)

第9条 市長は、前条の申請があつたときは、別に定める川崎市福祉製品開発支援補助金等審査委員会において補助事業の内容を審査の上、適当と認めるときは、補助金の交付決定を行い、補助金交付決定通知書（第3号様式）により、申請者に通知する。

2 市長は、審査に際し必要があると認めるときは、前条の書類について申請者に説明若しくは資料の提出を求め、又は必要な調査を行うことができる。

3 市長は、審査に際し必要があると認めるときは、別に定める川崎市福祉製品開発支援補助金等交付審査要領第5条第1項に基づき、学識経験等を有する者の意見を聴くことができる。

4 市長は、補助金の適正な交付を行うために必要があると認めたときは、別途定める基準に基づき、補助率・補助上限額を定めた上で、補助金交付を決定することができる。

5 市長は、補助金の適切な執行に必要があると認めるときは、補助金の交付決定に条件を付すことができる。

6 市長は、補助金の交付決定に合わせて、当該補助事業を川崎市ウェルフェアイノベーションフォーラムの運営に関する要綱第6条第1項に規定する創出に関する取組に位置づけるものとする。

(審査基準)

第10条 市長は、補助金を交付する補助事業の決定に当たっては、次の各号に掲げる事項を基準として審査する。

(1) 本市の福祉・介護分野における課題解決に資すること。

(2) 市場化及び普及促進に向けての事業計画が明確になっていること。

(3) 補助対象事業の遂行に必要な技術力、経営能力及び共同事業者との連携体制を有していること。

(申請の取下げ)

第11条 第9条1項の規定により通知を受けた申請者は、交付決定の内容又は付された条件に不服があるときは、交付決定の通知を受けた日から30日以内に書面をもって申請を取り下げることができる。

(事業計画の変更等)

第12条 補助事業者は、補助事業の内容を変更し、又は中止するときは、予め事業計画変更(中止)承認申請書(第4号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(状況報告)

第13条 市長は、補助金の適正な執行を期するために必要があると認めるときは、補助事業者に対し補助事業の遂行状況について報告を求め、並びに現地調査及び助言・指導を行うことができる。

(実績報告)

第14条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときは、速やかに事業実績報告書(第5号様式)に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象事業に係る支払いを証する書類の写し(領収書又は振込書及びその内訳がわかる請求書等)

(2) その他市長が必要と認めた書類

(補助金額の確定)

第15条 市長は、前条の報告を受けた場合、速やかにその内容を審査し、適正であると認めるときは、補助金額を確定し、その旨を補助金交付確定通知書(第6号様式)により、補助事業者へ通知する。

2 前項の規定より算出した補助金額に千円未満の端数があるときは切り捨てるものとする。

(補助金の交付)

第16条 補助事業者は、前条の補助金交付確定通知を受けたときは、市長に補助金の請求書を提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求に基づき補助金を交付する。

(交付決定の取消し等)

第17条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全額又は一部を取消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 偽り、その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき

(2) 第4条から第5条に定める補助金の交付に関する要件を欠くこととなったとき

(3) 補助金の交付決定の内容、又はこれに付した条件、その他法令等に基づき市長が行った指示、若しくは命令に違反したとき

(補助金の経理等)

第18条 補助事業者は、補助金の経理について、収入及び支出を明らかにした証票及び帳簿を整備し、補助金の交付を受けた日の属する年度から5年間保管しておかななければならない。

2 補助事業者は、前項の保管期間が満了しない間に解散する場合は、その権利義務を承継するものに前項の書類を引き継がなければならない。

(補助事業者の協力)

第19条 補助事業者は、補助事業の成果の普及について、協力するよう努めなければならない。

2 補助事業者は、補助事業の実施に際し、市内事業者との取引を拡大するよう努めなければならない。

(その他)

第20条 この要綱の実施に関し必要な事項は、経済労働局長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、令和2年5月1日から施行する。